

使用前検査申請書

廃炉発官R1第174号
令和元年12月24日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

<p>発電用原子炉の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 汚染水処理設備等 中低濃度タンク RO濃縮水貯槽^{※1}（G3北エリア） G3北エリア基礎外周堰</p> <p>※1 実施計画 II-2-5-添12-105</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年8月14日 （ 実施計画の変更認可年月日 ） ※1 令和元年12月13日</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和 2年 1月 28日 至 令和 2年 1月 31日</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期</p>	<p>令和 2年 3月 2日</p>

工事の工程に関する説明書

年 月 項 目		令和 元年 8月	令和 元年 9月	令和 元年 10月	令和 元年 11月	令和 元年 12月	令和 2年 1月	令和 2年 2月	令和 2年 3月
		堰内容量 変更	RO濃縮水貯槽 G3北エリア 基礎外周堰						▼

- : 工事期間 ☆ : 使用前検査 △ : 工事完了
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

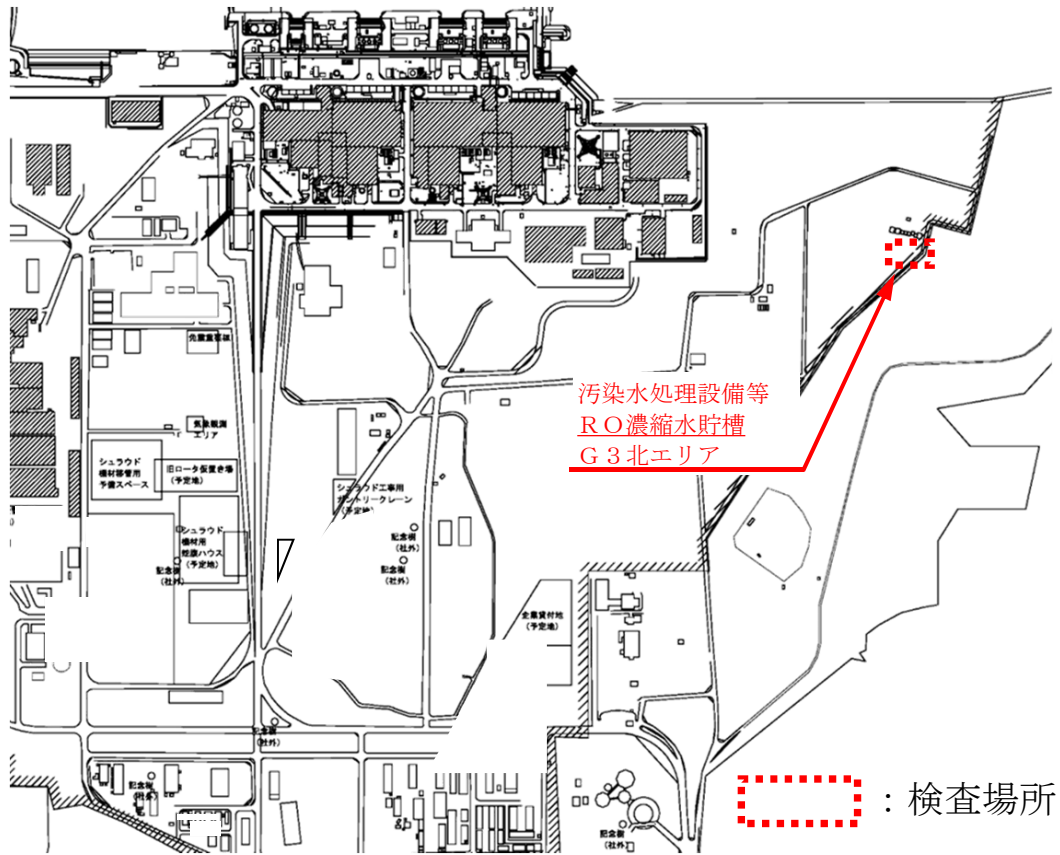
屋外 (G 3 北 エリア)

: 管理対象区域

別添 : 検査場所図, 検査対象範囲

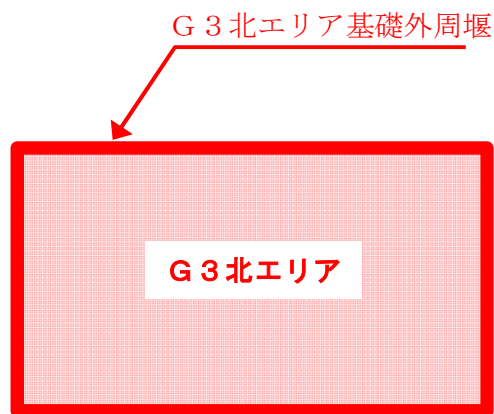
以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

検査対象範囲



RO濃縮水貯槽 G3北エリア